

◆ 「自殺対策基本法」第17条第3項（平成28年4月改正）

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、

| | | |
|---|--|-------------------------------------|
| 各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発 | 困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発 | その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発 |
| (例)道徳科の授業で、命の大切さについて考える。 | (例)特別活動で、相談窓口の周知をする。 | (例)体育・保健体育の授業で、心の健康の保持について指導する。 |

を行うよう努めるものとする。



SOSの出し方に関する教育

◆ 厚生労働省「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）

＜自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する＞

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦しいときは助けを求めてよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進する。問題の整理や対処方法を身に付けることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身に付けることにもつながると考えられる。

◆ 「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成30年1月23日文部科学省通知）

SOSの出し方に関する教育については、「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（平成26年7月文部科学省。以下「手引」という。）においても、自殺予防教育の柱の一つとして位置づけられており、これまでも、例えば、道徳や保健体育等において、各教科等の特性に応じて実施されているところですが、今後は、以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進していただくようお願いします。

◆ 文部科学省「子供に伝えたい自殺予防」（平成26年7月）

- 「自殺のキーワードは孤立であり、自殺予防の第一歩は『絆（きずな）』である」。子供たちがブレインストーミングやロールプレイなどの集団活動を伴う体験的学習を行うことで、各自の自由な発想を出し合い、自分とは異なる思いや考え方につれて触れることで、多様性を認め合い、仲間との絆を深めることができるようになる。
- スクールカウンセラーが自殺予防教育の授業実施の際にT2として授業に参加することは、子供がカウンセラーに対して、一部の重篤な悩みを持つ人に限らず誰もが気軽に相談できる対象として認識できるようになる意味でも重要である。

◆ 文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について」（平成29年1月）

- 学校の状況に応じて児童生徒に対し人間関係を構築するための社会的スキルを育てる心理教育プログラムを実施する必要がある。
- SCは、児童生徒の心の健康促進のために、予防的な取組や活動を、教員と積極的に協働して行うことが望ましい。